

消防計画に基づく、消火、通報及び避難の訓練について

消防法第8条で定める防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、消防計画に基づく、消火、通報及び避難の訓練（以下「消火訓練等」という。）を定期的実施することが義務付けられています。

○消火訓練等の実施回数について

消火訓練等は、次の回数以上の訓練の実施が必要です。

	※1 特定防火対象物	※2 非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上	消防計画に定めた回数以上
通報訓練	消防計画に定めた回数以上	
避難訓練	年2回以上	

※1 特定防火対象物とは、公民館、葬儀場、パチンコ店、飲食店、店舗、旅館、病院、老人ホーム、グループホーム、デイサービス、保育園等のことです。

※2 非特定防火対象物とは、上記以外の防火対象物のことです。

○その他

自衛消防訓練を実施しなかった又は、自衛消防訓練は実施したが、消火訓練等の回数が不足している場合

- ・ 消防法令違反として改善を求めます。
- ・ 防火対象物の点検及び報告の特例認定を受けている場合は、特例認定を取り消される場合があります。

※ 上記防火対象物以外〔公民会や各種団体（例：婦人会、老人会）など〕において消火・通報・避難訓練などを計画し、かつ消防署の立ち会いや指導等を依頼する場合は、必要事項を記入のうえ、消防署へ提出してください。

なお、回数の規定はありませんので、実施回数欄は記入不要です。

# 自 衛 消 防 訓 練 通 知 書

さつま町消防本部消防署長 殿	平成 年 月 日
代 表 者 名	㊟
防 火 管 理 者 名	㊟

事業所	名 称			
	所在地	さつま町	電 話	
実 施 日 時	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分まで			
実 施 回 数	今年度（今年）中 回目	指 導 要 請	要 ・ 否	
訓 練 種 別	1. 消火訓練 2. 避難訓練 3. 通報訓練 4. 防火講話 5. 防火映画 6. その他（ ）			
参 加 人 員	名	担 当 者 名		
訓 練 概 要 又 是 要 望 事 項				

※指導責任者	職名(階級)	氏名
※指導内容 (記入不要)		

- 1 火災・救急出動等により指導に行けない場合や、途中で引揚げる場合があります。
- 2 公民館、店舗、旅館などの不特定多数の人が出入りする建物、又は病院、老人福祉施設、保育所など災害時要援護者が入所する建物は、消火及び避難の訓練を年2回以上、それ以外の建物は、消防計画に定めた回数以上実施しなければなりません。

